

大分市週休 2 日工事実施要領

第 6 条に係る労務費等の補正係数の運用について

1. 現場閉所型週休 2 日制

(1) 要領第 6 条の規定に基づき、予定価格が 1 3 0 万円を超える工事は、4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じて予定価格を算出し、予定価格が 1 3 0 万円以下の工事は、補正を行わずに予定価格を算出するものとする。算出にあたり、以下の 3 点について留意すること。

- ① 市場単価方式、土木工事標準単価による積算にあたっては別紙に示す補正係数を乗じるものとする。
- ② 建築・設備工事（プラント設備含む）における見積単価については補正の対象外とする。
- ③ 工場製作にかかる経費など現場作業以外の作業にかかる経費については、対象外とする。

(2) 補正係数等については、下記によることとする。なお、港湾・漁港事業において、積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種区分を有する積算基準により、下記の（ア）または（イ）を適用するものとする。

（ア）一般土木事業（港湾土木請負工事積算基準及び漁港漁場関係工事積算基準以外の基準によるもの（電気通信関係積算資料及び機械設備積算基準を含む））

休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率	率（休日/28 日）
4 週 8 休	1. 04	1. 02	1. 03	1. 05	28. 5%

※労務費補正の対象は、公共工事設計労務単価及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

（イ）港湾・漁港事業（港湾土木請負工事積算基準及び漁港漁場関係工事積算基準によるもの）

休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4 週 8 休	1. 04	1. 02	1. 02	1. 03

（ウ）建築・設備（プラント設備含む）工事

休日の形態	労務費	市場単価等	率 (休日/28 日)
4 週 8 休 (月単位)	1. 04	別紙「建築・設備（プラント設備含む）工事における市場単価等の補正について」による	28. 5%

2. 週休 2 日交替制

(1) 要領第 6 条の規定に基づき、休日の形態に応じ、労務費等に補正係数を乗じて増額変更するが、以下の点について留意すること。

① 市場単価方式、土木工事標準価格による積算にあたっては、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。

(2) 港湾・漁港事業において、積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種区分を有する積算基準により、下記の(エ)または(オ)を適用するものとする。

(エ) 一般土木事業（港湾土木請負工事積算基準及び漁港漁場関係工事積算基準以外の基準によるもの（電気通信関係積算資料及び機械設備積算基準を含む））

休日の形態	労務費	現場管理費率
4週8休	1.04	1.03

(オ) 港湾・漁港事業（港湾土木請負工事積算基準及び漁港漁場関係工事積算基準によるもの）

休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休	1.04	1.02	1.02	1.03

別紙 「土木工事市場単価の補正について」

下記工種において、土木工事市場単価を採用した場合は、表の補正係数により単価を補正する。

名称	区分	補正係数	
		4 週 8 休以上	
		現場閉所	交替制
鉄筋工		1.04	1.04
ガス圧接工		1.03	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
防護柵設置工柵 （横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.04
	撤去	1.04	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
法面工		1.02	1.02
吹付砕工		1.03	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.03
道路植栽工	植樹	1.04	1.04
	剪定	1.04	1.04
公園植栽工		1.04	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.01	1.01
グルーピング工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01

別紙 「土木工事標準単価の補正について」

下記工種において、土木工事標準単価を採用した場合は、表の補正係数により単価を補正する。

名称	区分	補正係数	
		4 週 8 休以上	
		現場閉所	交替制
区画線工		1.04	1.04
高視認性区画線工		1.04	1.04
橋梁塗装工		1.03	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.03
	人力	1.04	1.04
コンクリートブロック積工	設置	1.04	1.03
排水構造物工		1.04	1.03
鋼製排水工設置工		1.04	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
表面含侵工	固定足場	1.04	1.04
	高所作業車	1.04	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.04	1.04
	高所作業車	1.04	1.03
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.04	1.04
	高所作業車	1.04	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.04	1.04
	高所作業車	1.04	1.03
防草シート設置		1.03	1.03
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗装除去工		1.04	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.04	1.04
機械式継手工		1.04	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03	1.02
ノーコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.04	1.04

支承金属溶射工		1.04	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.03	1.03

別紙 「港湾市場単価の補正について」

下記工種において、港湾市場単価を計上した場合は、以下の表の補正係数により単価を補正する。

工種	適用	市場単価
底面工		1.03
マット工		1.00
支保工		1.04
足場工		1.02
鉄筋工		1.04
吊鉄筋工		1.04
型枠工		1.03
コンクリート打設工	ポンプ車打設	1.04
コンクリート打設工	ポンプ車打設以外	1.04
止水板工		1.04
上蓋工		1.04
伸縮目地工		1.02
係船柱取付		1.04
防舷材取付		1.04
車止・縁金物取付		1.04
係船柱撤去		1.04
防舷材撤去		1.04
車止撤去		1.04
電気防食取付		1.04
防砂目地板取付工	陸上施工	1.04
防砂目地板取付工	水中施工	1.03
吸出し防止工	陸上施工・海上施工	1.03
港湾構造物塗装工		1.03
ペトロラタム被覆		1.04
現場鋼材溶接・切断工	陸上施工・海上施工	1.04
現場鋼材溶接・切断工	水中施工	1.04
かき落とし工		1.04
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.03
汚濁防止枠設置・撤去		1.02
灯浮標設置・撤去		1.03
汚濁防止膜保守管理	海上目視点検作業船あり・水中目視点	1.01
汚濁防止膜保守管理	海上目視点検作業船なし	1.04
異形ブロック製作	型枠工	1.04
異形ブロック製作	コンクリート打設工	1.04

別紙「建築・設備（プラント設備含む）工事における市場単価等の補正について」

下記工種において、市場単価等（市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価））を採用した場合は、以下の表の補正係数及び以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 市場単価×新営補正係数
- ・ 補正市場単価×新営補正係数
- ・ 物価資料の掲載価格×新営補正係数

【全館無人改修工事の場合】

- ・ 市場単価×新営補正係数
- ・ 補正市場単価×新営補正係数
- ・ 物価資料の掲載価格×新営補正係数

【執務並行改修工事の場合】

- ・ 市場単価×改修補正係数
- ・ 補正市場単価×改修補正係数
- ・ 物価資料の掲載価格×改修補正係数

① 建築工事の補正係数

工 種	摘 要 ※	4 週 8 休 (月単位)	
		新 営 補正係数	改 修 補正係数
仮設工事		1.03	
土工事		1.02	
地業工事		1.02	
鉄筋工事		1.03	
コンクリート工事		1.03	
型枠工事		1.03	
鉄骨工事		1.03	
既製コンクリート		1.02	
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事(シーリング)	市場単価	1.03	1.16
防水工事	物価資料	1.02	
石工事		1.02	
タイル工事		1.02	
木工事		1.02	
屋根及びとい		1.02	
金属工事	市場単価	1.02	1.10

金属工事	物価資料	1.02	
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.03	
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.03	1.17
左官工事	物価資料	1.03	
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.11
建具(シーリング)	市場単価	1.03	1.18
建具	物価資料	1.02	
塗装工事	市場単価	1.03	1.17
塗装工事	物価資料	1.03	
内外装工事	市場単価	1.03	1.14
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.09
内外装工事	物価資料	1.03	
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	
仕上げユニット		1.01	
排水工事		1.02	
舗装工事		1.01	
植栽及び屋上緑化		1.02	

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正係数を示す。

なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正係数を示す。

② 電気設備工事における補正係数

工 種	摘 要	4 週 8 休 (月単位)	
		新 営 補正係数	改 修 補正係数
配管工事	電線管、2 種金属線 及び同ボックス	1.03	1.21
	ケーブルラック	1.02	1.17
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング ケーブル	1.03	1.20
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
	(電動機その他接続 材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属 製)	1.02	

③ 機械設備工事における補正係数

工 種	摘 要	4 週 8 休 (月単位)	
		新 営 補正係数	改 修 補正係数
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.03	1.17
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャンパー類	1.03	1.17
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間の み	1.04	1.24
衛生器具設 備 (ユニットを 除く)	取付手間のみ	1.04	1.24

附則

令和 3 年 4 月 1 日以降に起案する工事に適用する。

附則

令和 5 年 4 月 1 日以降に起案する工事に適用する。

附則

令和 5 年 8 月 1 日以降に起案する工事に適用する。

附則

令和 6 年 4 月 1 日以降に起案する工事に適用する。

附則

令和 6 年 6 月 1 日以降に入札公告又は指名通知する工事に適用する。

附則

令和 6 年 7 月 15 日以降に起案する工事に適用する。